4　観察処分の期間更新決定において法第５条第３項第６号に規定する報告事項が付加されることは違法であるとの主張について

被請求団体は、その意見の中で、公安審査委員会が法第５条第５項が準用する同条第３項第６号に基づき、更新手続において、報告事項が付加されることは違法であるなどと主張する。

そもそも、法は、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性がある団体につき、その危険性の程度及び活動状況を継続して明らかにする観点から報告義務を課しており、そのうち法第５条第３項第６号は、団体の特性に応じて、団体の属性としての危険な要素と関係のある事項を把握する必要があることから設けられているところ、時間の経過とともに変動する被処分団体の実態や具体的活動状況に応じた新たな報告事項を認めなければ、法の趣旨、目的は達成できない。また、法は、更新決定時における団体の状況に応じて新たに観察処分継続の要否を判断し、必要と認められる場合には、団体の危険性の程度や活動状況を引き続き継続して明らかにさせることで、法の趣旨、目的を達成しようとしているのであるから、期間更新決定時に同条第５項において準用する同条第３項第６号に基づき新たな報告事項を定めることは当然に認められるべきところであって、この点に関する被請求団体の主張には理由がない。

第７　結論

以上のとおりであって、本件処分請求は理由があるので、法第26条第６項において準用する法第22条第１項第３号の規定に基づき、被請求団体に対し、法第５条第４項に規定する、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を３年間更新する処分を行うこととし、さらに、当委員会は、法第５条第５項において準用する同条第３項第６号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、前記第５記載の各事項を認めたので、被請求団体に対し、これらの事項を公安調査庁長官へ報告させることとする。

よって、主文のとおり決定する。

平成 24 年１月 23 日

公安審査委員会　委員長　田中　康久　印
委　員　板澤　幸雄　印
委　員　長谷部　由起子　印
委　員　佐伯　仁志　印
委　員　宮家　邦彦　印
委　員　川野辺充子　印

別添１－１　更新請求書
１－２　証拠書類一覧表
２　被請求団体提出に係る証拠書類等の目録

平成 23 年 11 月 28 日

公安審査委員会　御中

公安調査庁長官　尾﨑　道明

更　新　請　求　書

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第１項後段の規定に基づき、下記のとおり、同法第５条第４項の処分を請求する。

記

第１　被請求団体

１　名称

平成12年１月28日、公安審査委員会によって、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定（以下「本件観察処分決定」という。）を受け、平成15年１月23日、平成18年１月23日及び平成21年１月23日に、本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」

２　主たる事務所の所在地

⑴　埼玉県越谷市北越谷１丁目20番６号「さくらマンション」101号室
⑵　東京都世田谷区南烏山６丁目30番19号「ＧＳハイム烏山」201号室

３　代表者

氏　名　麻原彰晃こと松本智津夫
昭和30年３月２日生（当56年）
職　業　団体主宰者
居　所　東京都葛飾区小菅１丁目35番１号　東京拘置所

４　主幹者

⑴　氏　名　鈴木一弘
昭和42年１月21日生（当44年）
職　業　団体役員
住　所　東京都足立区保木間１丁目４番18号「丸岡ビル」
⑵　氏　名　青野雅樹
昭和37年３月15日生（当49年）
職　業　団体役員
住　所　東京都杉並区西荻北３丁目16番８号「第６アサヒハイツ」
⑶　氏　名　上祐史浩
昭和37年12月17日生（当48年）
職　業　団体役員
住　所　東京都世田谷区南烏山６丁目30番19号「ＧＳハイム烏山」201号室

第２　請求に係る処分の内容及び根拠となる法令の条項

公安調査庁長官の観察に付する処分の期間の更新（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第５条第４項）

第３　更新の理由となる事実

１　被請求団体の現況

⑴　組織概況

被請求団体（以下「本団体」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、麻原が主宰し、麻原及び同教義に従う者によって構成される団体である。その構成員は、現在、日本国内に約1,500名（出家した構成員約400名、在家の構成員約1,100名）及びロシア連邦内に約140名おり、日本国内の15都道府県に計32施設、ロシア連邦に数施設を確保している。

⑵　活動概況（平成21年１月23日付けの観察処分の期間更新決定後の本団体の活動等）

本団体においては、平成18年１月23日付けの観察処分の期間更新決定後、麻原の意思の捉え方や目的実現のための活動方針の違いから、「Aleph」の名称を用いて活動する内部組織（以下「Aleph」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いて活動する内部組織（以下「ひかりの輪」という。）が活動を開始し、「Aleph」は、従来の活動形態を維持しつつ、麻原の意思を実現することが重要であり、それが麻原に対する真の帰依であるとして、麻原を前面に出し、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動を、「ひかりの輪」は、従来の活動形態を変更してでも麻原の意思を実現することこそが麻原に対する真の帰依であるとの信念に基づき、真実は、麻原に絶対的に帰依し、その教義を広め、麻原の意思を実現することを目的としながら、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う、いわゆる「麻原隠し」の活動を、それぞれ展開していたところ、平成21年１月23日付けの観察処分の期間更新決定（以下「本件期間更新決定」という。）後も、これら中心的な内部組織の活動形態は、変わらない。